



平成27年1月21日  
内閣府（防災担当）

## 大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会（第4回） 議事概要について

### 1. 検討会の概要

日時：平成26年12月17日（水）15:00～17:00

場所：中央合同庁舎第8号館 3階 災害対策本部会議室

（出席者：関澤座長、若尾、加藤、秦、岩見、飛田、落合、吉田、藤倉、伊藤、早田、安部各委員、  
全国消防長会、東京消防庁、世田谷区、埼玉県、横浜市、茅ヶ崎市、  
日原政策統括官、兵谷官房審議官 他）

### 2. 議事概要

配付資料1から4について、事務局、吉田委員より説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- ガイドライン（素案）の中で図表としてとりまとめた「感震ブレーカー等のタイプ別の性能評価区分（以下、性能評価区分表とする）」について、総合タイプ以外の製品については性能差であり、総合タイプとそれ以外の製品の差はユーザー依存が大きい「使い方」に現れるように感じる。
- 性能評価区分表は分かりやすいものの、評価を足し算すると見えなくなる情報がある。「出火抑制機能」と「避難安全等確保機能」で評価を分けておいたほうが、判断が付きやすいのではないかと。
- 性能評価区分表で危惧するのは、ガイドライン全体の内容を読まずこの表だけを切り取られた場合、簡易型は見劣りするという印象を過度に持たれてしまうのではないかと。感震ブレーカー等を何も設置していない状態を基準として、感震ブレーカー等を設置することの出火抑制効果をより鮮明にしてみてもどうか。
- 前回の検討会で製品寿命の話があった。震度5強の地震が来るとは言われているものの、局地的に見ると、そう頻度が高く来るものではない。感震ブレーカーを設置していたけれども、いざ地震が来たときには寿命・性能劣化で機能しない可能性がある。現時点は普及が課題かもしれないが、普及後はそういう問題がある。消費者に対して

定期的な確認のお願いをする必要があるのではないか。

- 簡易タイプは作動のメカニズムが分かりやすいというメリットがあり、高機能のものは必要性を納得するまでに多くの説明を必要とする。簡易タイプにはそのような良さもあるので、機能面から性能評価区分表の中で低評価となることについては、もう少し検討していただきたい。
- 性能区分評価表で重視されるべきは出火抑制機能と考える。例えば出火抑制の評価に加えて、避難安全が配慮されているのであればプラス評価を与えるなど、別の形で避難安全確保を評価・表示するのはどうか。また、感震性能は足し算でなく掛け算で効いてくると思われる。
- 機器の作動のばらつきに対しても、評価の差があっても良いのではないか。
- 感震ブレーカー等の設置と作動についての留意点の中で「復電時の安全確保」の項目に記載されている、バリアフリー型の感震遮断動作の中断についての留意点は遮断前の話である。誤解を与えることの無いように留意してほしい。
- 機器の特色はわかるが、それらがどのような世帯のニーズに合っているかの対応がわかりにくい。消費者からすると、電気工事を伴うものと伴わないものでは、感震ブレーカー等の導入に対しての判断が大きく異なるので、電気工事の有無の視点についても分かりやすく整理して欲しい。ブレーカーに限らず、コンセントのように部分的にでも電気工事が必要なのかも触れてほしい。  
なお、悪質な売り込み被害が発生しないように特に留意が必要。
- 資料2の論点整理における普及の優先順位については、特段の異論はないが、それぞれの優先順に対応して、例えば、行政における普及活動が促進されるよう、内容を御検討いただきたい。
- このガイドラインは、あくまでも機器の性能評価についてのガイドラインであるが、最終の目的は感震ブレーカー等の普及なので、次年度以降でも具体的な地域をとりあげて普及のモデルケースのようなものを検討してはどうか。
- 普及の優先順位のとりまとめの中で、「新耐震基準以前の住宅」と「その他の低層住宅」ということで普及対象が区別されているが、木造住宅密集市街地内であれば、どの建物で出火しても延焼してしまうという考えもあり、同等に普及させる必要があると思うので、特段区別する必要は無いのではないか。
- 普及の優先順位について、古い住宅は揺れの特性が違うこともあるが、火災に関して言えば、古い住宅には古い電気機器があり高齢者も多く、家財も多く雑多な状態になりやすいため、より出火確率が高いということが大きいのではないか。
- ガイドラインの補足として、大規模地震における一般的な出火防止のための注意点、例えば、停電時にはろうそくを使わない等の記述も追加してほしい。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

調査・企画担当 参事官補佐 田村 英之  
主査 杉本 正和

TEL：03-3501-5693(直通) FAX：03-3501-6820